

令和 2 年 3 月 24 日

令和 2 年度の政府スマートシティ関連事業における共通方針について

スマートシティタスクフォース

令和 2 年度の政府におけるスマートシティ関連事業においては、前年度に引き続き「共通の基本方針」に沿って関係府省一体で取り組む。

特に、「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術におけるアーキテクチャ構築及び実証研究」事業の成果である、スマートシティリファレンスアーキテクチャの「ホワイトペーパー」を参照すること。

1. ビジョンの明確化

地域における具体的なニーズを踏まえ、達成すべきビジョンと当面の実現目標を明確化すること。
地域の課題を解決する持続可能な取り組みとなるようにすること。

2. アーキテクチャによる全体俯瞰

スマートシティ化を行う各地の事業について、スマートシティリファレンスアーキテクチャの項目ごとに実施事項を整理すること。
これを通じて、スマートシティの構成要素を可視化すること。

3. 相互運用性の確保

都市内における課題分野、実施サービス分野をまたがるデータ連携を可能とし、また都市間におけるデータの相互運用性を担保すること。具体的にはホワイトペーパーにおいて示された、相互運用性をより高める機能（例：APIの公開 等）に基づく具体的な実装計画を評価すること。
また、単一分野（モビリティ・物流 等）での課題解決を行う事業等の場合は、将来的に分野をまたがるデータ連携を行う可能性を想定しながら実装を行うこと。

4. 拡張性の確保

技術の進展等を踏まえ、個別要素を追加・更新しやすい仕組みを前提とすること。特に、データの可変性に対応するため、多種多様なデータ提供者との連携を推奨すること。
新しいサービスの参入やスタートアップの立ち上げ等を阻害しないこと。

5. 組織・体制の整備

スマートシティ化を行う地域において、住民参画や産学官連携等をすすめ、運営に必要な組織の整備等を一体的に実施し、持続可能な取組となるよう考慮すること。

以上